

【別添】

屋久島空港滑走路延伸事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要

令和2年8月

鹿児島県

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 -----	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 -----	1
(1) 公告の日 -----	1
(2) 公告の方法 -----	1
(3) 縦覧場所 -----	1
(4) 縦覧期間 -----	1
(5) 縦覧者数 -----	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 -----	3
(1) 開催場所 -----	3
(2) 開催日時 -----	3
(3) 来場者数 -----	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 -----	3
(1) 意見書の受付期間 -----	3
(2) 意見書の提出方法 -----	3
(3) 意見書の提出状況 -----	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された 環境の保全の見地からの意見の概要 -----	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

環境影響評価法第7条及び法施行規則第1条の6の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和2年7月7日（火）

(2) 公告の方法

① 県公報による公告

令和2年7月7日（火）付の県公報により公告を行った。〔別紙1参照〕

② 広報誌によるお知らせ

屋久島町広報誌7月号に案内文書を同梱した。〔別紙2参照〕

③ インターネットによるお知らせ

令和2年7月7日（火）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・ 鹿児島県ホームページに掲載〔別紙3参照〕
- ・ 屋久島町ホームページに掲載〔別紙4参照〕

(3) 縦覧場所

下記において縦覧を行った。また、鹿児島県及び屋久島町のホームページにおいて、インターネットの利用により公表した。

① 縦覧箇所

- ・ 鹿児島県土木部港湾空港課及び環境林務部環境林務課
- ・ 熊毛支庁屋久島事務所建設課
- ・ 屋久島町役場政策推進課及び各出張所

② インターネットの利用による公表

- ・ 鹿児島県ホームページにおける方法書及び要約書の公表〔別紙3参照〕
- ・ 屋久島町ホームページにおける方法書及び要約書の公表〔別紙4参照〕

(4) 縦覧期間

令和2年7月7日（火）～令和2年8月6日（木）まで（土・日・祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで

※なお、インターネットの利用による公表は、上記の期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（総数） 5名 （縦覧者名簿記載者数）

（内訳）

- ・ 鹿児島県土木部港湾空港課及び環境林務部環境林務課 3名
- ・ 熊毛支庁屋久島事務所建設課 1名
- ・ 屋久島町役場政策推進課及び各出張所 1名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告（お知らせ）と同時に行った。

(1) 開催場所

屋久島町役場本庁舎議会棟やくしまホール（熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20）

(2) 開催日時

- ①令和2年7月16日（木）19時～20時30分
- ②令和2年7月17日（金）13時～14時

(3) 来場者数

- ①令和2年7月16日（木）17名
- ②令和2年7月17日（金）17名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。（意見書のフォーマットは、別紙5参照）

(1) 意見書の受付期間

令和2年7月7日（火）～令和2年8月20日（木）まで（縦覧期間及びその後2週間）

(2) 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通（意見書箱への投函0通，事業者への郵送1通），意見総数は2件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの 意見の概要

環境影響評価法第8条第1項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地から提出された意見は2件であった。

環境影響評価法第9条の規定に基づく、方法書についての意見の概要は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要

No	意見の概要
1	土砂採取区域が山の上の方のようですが雨が 多い場所なので災害などが心配です。
2	延伸工事をする ことで、絶滅危惧種などがいなくなったり しないか。

<h1 style="margin: 0;">鹿 児 島 県 公 報</h1> <p style="margin: 0;">令和 2 年 7 月 7 日 (火) 第121号</p>	<p style="margin: 0;">鹿児島県</p>	<p style="margin: 0;">発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号</p> <p style="margin: 0;">編 集 総 務 部 学 事 法 制 課 定例発行日 (毎週火、金)</p>
--	--------------------------------	---

目 次

(※については例規集掲載事項)
ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 生産事業者の登録の取消し (森林経営課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
- 土地改良区の清算人の退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4

公 告

- 環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の作成及び縦覧 (港湾空港課取扱い) 4
- 環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書に関する説明会開催公告 (港湾空港課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6
- 一般競争入札公告 (2件) (会計課取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 11

雑 報

- 令和 2 年度行政書士試験公告 (一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い) 12

告 示

鹿児島県告示第659号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第 9 条第 2 項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25358	令和 2 年 6 月 29 日	雑 誌	実話ナックルズ 6・7月合併号	04877-7	大洋図書	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、又は著 しく青少年 の粗暴性若
25359			麗人 7月号	09613-7	竹書房	
25360			裏モノ JAPAN 6・7月合併号	01805-07	鉄人社	

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 6 月 23 日から同年 8 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

鹿児島県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 2 年 7 月 7 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	知名沖永良部空港線	大島郡知名町大字竿津字上キシ1499番2地先から同郡和泊町大字古里字兼久田522番1地先まで	令和 2 年 7 月 7 日

公 告

環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書の作成及び縦覧

環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）第 5 条第 1 項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、次のとおり公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）を縦覧に供する。

なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書を提出することができる。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
鹿児島県
 - (2) 代表者の氏名
鹿児島県知事 三反園訓
 - (3) 主たる事務所の所在地
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
屋久島空港滑走路延伸事業
 - (2) 種類
滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
 - (3) 規模
延長前の滑走路の長さ 1,500メートル
延長後の滑走路の長さ 2,000メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域
熊毛郡屋久島町小瀬田
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
熊毛郡屋久島町小瀬田
- 5 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧の場所

鹿児島県土木部港湾空港課，環境林務部環境林務課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課並びに屋久島町役場政策推進課及び各出張所

(2) 縦覧の期間及び時間

令和 2 年 7 月 7 日から同年 8 月 6 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見書の提出

(1) 提出期限

令和 2 年 8 月 20 日

(2) 提出先

鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

.....

環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書に関する説明会開催公告

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により，環境影響評価方法書に関する説明会を次のとおり開催する。

令和 2 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 事業者の名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

鹿児島県

(2) 代表者の氏名

鹿児島県知事 三反園訓

(3) 主たる事務所の所在地

鹿児島市鴨池新町10番 1 号

2 対象事業の名称，種類及び規模

(1) 名称

屋久島空港滑走路延伸事業

(2) 種類

滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更

(3) 規模

延長前の滑走路の長さ 1,500メートル

延長後の滑走路の長さ 2,000メートル

3 対象事業が実施されるべき区域

熊毛郡屋久島町小瀬田

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

熊毛郡屋久島町小瀬田

5 説明会を開催する日時及び場所

(1) 日時

ア 令和 2 年 7 月 16 日（木）午後 7 時から

イ 令和 2 年 7 月 17 日（金）午後 1 時から

(2) 場所

屋久島町役場本庁舎議会棟やくしまホール（熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20）

6 説明会に関する問合せ先

鹿児島県土木部港湾空港課（099-286-3663）

.....

屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価の実施について

鹿児島県では、屋久島空港滑走路延伸について、PI活動により住民の合意形成が図られたと判断し滑走路延伸基本計画を確定しました。引き続き事業化に向けた取組を進めることとしており、環境影響評価の手続きに着手します。

環境影響評価とは、大規模な開発事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境に与える影響について、事業者自らが調査・予測・評価し、その内容を公表して、住民や関係自治体などの意見を聴き、事業の実施において環境の保全に適正な配慮がなされるようにするための手続きです。

環境影響評価法に基づき、以下のとおり、環境影響評価方法書等の縦覧と説明会を開催します。

1 方法書等の縦覧

- 場 所 屋久島町役場政策推進課及び各出張所、熊毛支庁屋久島事務所建設課、県庁港湾空港課（15F）及び環境林務課（13F）
- 期 間 令和2年7月7日（火）から8月6日（木）まで
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- 意見書の提出 方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、8月20日（木）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、お問い合わせ先へご郵送ください。

2 方法書説明会

- 場 所 屋久島町役場本庁舎議会棟やくしまホール
- 日 時 ①令和2年7月16日（木）午後7時から
②令和2年7月17日（金）午後1時から
- 備 考 新型コロナウイルス感染防止対策のため、以下の項目についてご協力ください。
- ・発熱のある方や体調不良の方はご来場をお控えください
 - ・会場内ではマスクを着用してください
 - ・会場受付で参加者名簿に住所、氏名を記入してください
 - ・3密を避けるためにご入場を制限する場合があります

3 お問い合わせ先

鹿児島県土木部港湾空港課空港係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話 099-286-3663

（県ホームページ）



QRコード

屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価の情報は県ホームページでも閲覧できます

鹿児島県

インターネットによるお知らせ（鹿児島県HP）

別紙 3

緊急情報

8月6日 [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)

緊急情報

[ホーム](#) > [社会基盤](#) > [港湾・空港](#) > [県内の空港](#) > [屋久島空港滑走路延伸について](#) > [環境影響評価](#) > 環境影響評価方法書の作成及び縦覧についていいね！ 0 [サイト](#)

更新日：2020年7月20日

環境影響評価方法書の作成及び縦覧について

環境影響評価方法書の作成及び縦覧について

環境影響評価法の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）を次のとおり縦覧します。なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に対し、意見書を提出することができます。

1事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1名称
鹿児島県
2代表者の氏名
鹿児島県知事三反園訓
3主たる事務所の所在地
鹿児島市鴨池新町10番1号

2対象事業の名称、種類及び規模

1名称
屋久島空港滑走路延伸事業
2種類
滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
3規模
延長前の滑走路の長さ1,500メートル
延長後の滑走路の長さ2,000メートル

3対象事業が実施されるべき区域

熊毛郡屋久島町小瀬田

4対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

熊毛郡屋久島町小瀬田

5方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

1縦覧の場所
鹿児島県土木部港湾空港課、環境林務部環境林務課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課並びに屋久島町役場政策推進課及び各出張所
2縦覧の期間及び時間
令和2年7月7日から同年8月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

6意見書の提出

1提出期限
令和2年8月20日
2提出先
鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号郵便番号890-8577）
3意見書に記載すべき事項
ア意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ意見書の提出の対象である方法書の名称
ウ方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

[意見書 \(WORD : 35KB\)](#)

[意見書 \(PDF : 57KB\)](#)

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

土木部港湾空港課

環境影響評価

[環境影響評価方法書の作成及び縦覧について](#)

[環境影響評価方法書に関する説明会について](#)

[環境影響評価方法書の公表について](#)

許認可届出 (様式提供)



法人番号：8000020460001
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 代表電話：099-286-2111

Copyright © Kagoshima Prefecture. All Rights Reserved.

[鹿児島県](#)

緊急情報

8月6日 [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)

緊急情報

[ホーム](#) > [社会基盤](#) > [港湾・空港](#) > [県内の空港](#) > [屋久島空港滑走路延伸について](#) > [環境影響評価](#) > 環境影響評価方法書の公表についていいね! 0 [ツイート](#)

更新日: 2020年7月7日

環境影響評価方法書の公表について

環境影響評価方法書の公表について

環境影響評価法の規定により、環境影響評価方法書及び要約書を以下のとおり公表します。

環境影響評価方法書

[01第1章事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \(PDF: 281KB\)](#)[02第2章対象事業の目的及び内容 \(PDF: 2,829KB\)](#)[03第3章対象事業実施区域及びその周囲の概況\(自然的状況1\) \(PDF: 4,719KB\)](#)[04第3章対象事業実施区域及びその周囲の概況\(自然的状況2\) \(PDF: 2,259KB\)](#)[05第3章対象事業実施区域及びその周囲の概況\(自然的状況3\) \(PDF: 3,694KB\)](#)[06第3章対象事業実施区域及びその周囲の概況\(自然的状況4\) \(PDF: 2,642KB\)](#)[07第3章対象事業実施区域及びその周囲の概況\(社会的状況1\) \(PDF: 3,233KB\)](#)[08第3章対象事業実施区域及びその周囲の概況\(社会的状況2\) \(PDF: 4,565KB\)](#)[09第4章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法\(1\) \(PDF: 3,364KB\)](#)[10第4章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法\(2\) \(PDF: 3,983KB\)](#)[11第5章環境影響評価方法書作成の委託者の名称及び住所 \(PDF: 209KB\)](#)[12参考資料\(1\)動物 \(PDF: 3,806KB\)](#)[13参考資料\(2\)植物 \(PDF: 3,614KB\)](#)

環境影響評価方法書要約書

[01第1章事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \(PDF: 265KB\)](#)[02第2章対象事業の目的及び内容 \(PDF: 2,829KB\)](#)[03第3章対象事業実施区域及びその周囲の概況 \(PDF: 397KB\)](#)[04第4章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法\(1\) \(PDF: 3,364KB\)](#)[04第4章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法\(2\) \(PDF: 3,983KB\)](#)[06第5章環境影響評価方法書作成の委託者の名称及び住所 \(PDF: 208KB\)](#)

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

土木部港湾空港課

環境影響評価

環境影響評価方法書の作成及び縦覧について

環境影響評価方法書に関する説明会について

環境影響評価方法書の公表について

許認可届出（様式提供）



法人番号：8000020460001
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 代表電話：099-286-2111

Copyright © Kagoshima Prefecture. All Rights Reserved.

インターネットによるお知らせ（屋久島町HP）

別紙 4

[サイトマップ](#)
[お問い合わせ](#)
[Language](#)

[屋久島町](#) > [くらし](#) > [屋久島空港滑走路延伸について](#) > [環境影響評価の実施について](#)

[A 文字サイズ](#)
[標準](#)
[大](#)

環境影響評価の実施について

屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価の実施について

鹿児島県では、屋久島空港滑走路延伸事業について、PI活動により住民の合意形成が図られたと判断し滑走路延伸基本計画を確定しました。引き続き事業化に向けた取組を進めることとしており、環境影響評価の手續きに着手します。

環境影響評価とは、大規模な開発事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境に与える影響について、事業者自らが調査・予測・評価し、その内容を公表して、住民や関係自治体などの意見を聴き、事業の実施において環境の保全に適正な配慮がなされるようにするための手續きです。

環境影響評価法に基づき、以下のとおり、環境影響評価方法書等の縦覧と説明会を開催します。

縦覧と説明会の日程など

(1) 方法書等の縦覧

場 所	屋久島町役場政策推進課及び各出張所、熊毛支庁屋久島事務所建設課、県庁港湾空港課（15F）及び環境林務課（13F）
期 間	令和2年7月7日（火）から8月6日（木）まで （土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
意見書の提出	方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、8月20日（木）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、お問い合わせ先へご郵送ください。

(2) 方法書説明会

場 所	屋久島町役場本庁舎議会棟やくしまホール
日 時	①令和2年7月16日（木）午後7時から ②令和2年7月17日（金）午後1時から
備 考	新型コロナウイルス感染防止対策のため、以下の項目についてご協力ください。

島民の方へ >

観光の方へ >

事業者の方へ >

屋久島町 施設案内

町長の部屋 

ようこそ屋久島町へ

町の組織・庁舎

行政・公表情報

屋久島町議会

町報「やくしま」

交通アクセス

- ・発熱のある方や体調不良の方はご来場をお控えください。
- ・会場内ではマスクを着用してください。

屋久島空港の環境影響評価について

環境影響評価とは、事業が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

屋久島空港の滑走路延伸事業は、現行の滑走路を1,500mから2,000mに延伸するものであり、環境影響評価法第2条第4項の対象事業に該当することから、環境影響評価法に基づき環境影響評価の手続きを実施します。

環境影響評価方法書の作成及び縦覧について

環境影響評価法の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）を次のとおり縦覧します。なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、事業者に対し、意見書を提出することができます。

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	鹿児島県
代表者の氏名	鹿児島県知事 三反園 訓
主たる事務所の所在地	鹿児島市鴨池新町10番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名 称	屋久島空港滑走路延伸事業
種 類	滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
規 模	延長前の滑走路の長さ1,500メートル 延長後の滑走路の長さ2,000メートル

3 対象事業が実施されるべき区域

区 域	熊毛郡屋久島町小瀬田
-----	------------

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

範 囲	熊毛郡屋久島町小瀬田
-----	------------

5 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

--	--

縦覧の場所	鹿児島県土木部港湾空港課 環境林務部環境林務課 熊毛支庁屋久島事務所建設課 屋久島町役場政策推進課及び各出張所
縦覧の期間及び時間	令和2年7月7日から同年8月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の 午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出

提出期限	令和2年8月20日
提出先及び 問い合わせ先	鹿児島県土木部港湾空港課 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL：099-286-3663
意見書に 記載すべき事項	<p>ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>イ 意見書の提出の対象である方法書の名称</p> <p>ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）</p> <p>意見書 意見書</p>

環境影響評価方法書の公表について

環境影響評価法の規定により、環境影響評価方法書及び要約書を以下のとおり公表します。

環境影響評価方法書	<p>第1章</p> <p>第2章</p> <p>第3章自然的状況(1)</p> <p>第3章自然的状況(2)</p> <p>第3章自然的状況(3)</p> <p>第3章自然的状況(4)</p> <p>第3章社会的状況(1)</p> <p>第3章社会的状況(2)</p> <p>第4章(1)</p> <p>第4章(2)</p> <p>第5章</p> <p>参考資料(1)動物</p> <p>参考資料(2)植物</p>
環境影響評価方法書 要約書	要約書

お問い合わせ先
鹿児島県土木部港湾空港課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL : 099-286-3663



[このサイトについて](#) [リンク集](#) [個人情報保護方針](#) [屋久島庁舎へのアクセス](#)

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡 屋久島町小瀬田849番地20 TEL:0997-43-5900 FAX:0997-43-5905
Copyright(c) Yakushima Town. All Rights Reserved.



Mobile Site

意見書フォーマット

意見書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

環境影響評価法第八条の規定により、方法書についての意見書を提出します。

方法書の名称	屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価方法書
--------	--------------------------

意見項目	環境の保全の見地からの意見及びその理由

備考

- 1 意見書には、意見のある項目をあげ、その項目ごとに環境の保全の見地からの意見及びその理由を記入してください。
- 2 意見書は、別紙に継続して差し支えありませんが、その場合は順番が分かるようにしてください。